

公益財団法人 琉球大学後援財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人琉球大学後援財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を西原町字千原1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国立大学法人琉球大学(以下「大学」という。)を後援するために援助を行い、大学及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる公益目的事業を行う。

- (1) 大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与
- (2) 大学における学術研究に対する研究助成費の援助
- (3) 大学の開学周年記念事業
- (4) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公益財団法人移行時に基本財産として指定された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 会費

(6) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱要領による。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、郵政官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、あるいは確実な有価証券に代えて理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があり、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 9 条 公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 10 条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金を分配することは

できない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 15 条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 16 条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 17 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 18 条 この法人に、評議員 11 名以上 15 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 19 条 評議員の選任及び解任は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。) 第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又

は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政

法人

特殊法人又は認可法人

（評議員の資格）

第20条 法人法第65条第1項に規定する者及び認定法第6条第1号に規定する者は、評議員になることができない。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第21条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了するときまでとする。

（欠員）

第22条 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第23条 評議員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。この場合の支給については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会)

第24条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第25条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併契約の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第26条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、理事会の議決に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は評議員の中から互選により選出する。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を議決しなければならない。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項

(招集の通知)

第27条 理事長は、評議員会の日前1週間前までに、前条第5項各号に掲げる事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第28条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 法人法第198条で準用する第113条に規定する役員等の責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部又は一部の譲渡

(5) 合併契約の承認

(6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録の作成は、議長が行う。

第6章 役員

(役員の設置)

第30条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事11名以上15名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 3 1 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 5 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は監事の同意を受けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 3 2 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 3 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 3 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の終了する

ときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員の解任)

第 3 5 条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(欠員)

第 3 6 条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 理事長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第 3 7 条 理事及び監事については、評議員会で別に定める「役員等に対する報酬等に関する規程」に基づいて、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の理事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 3 8 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 9 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の議長は理事長とする。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数でもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更するときは、第28条第2項に規定する評議員会の議決をしなければならない。ただし、認定法第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 法人法第200条第1項の規定にかかわらず、この定款に規定する第3条、第4条及び第19条についても、前項の規定を適用する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国立大学法人琉球大学に贈与するものとする。

第9章 情報の開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員会の議事録
- (3) 理事会の議事録
- (4) 会計帳簿
- (5) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- (6) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 評議員及び役員名簿
- (9) 評議員及び役員の報酬等の支給基準
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 許認可等及び登記に関する書類

(公告)

第 4 6 条 この法人の公告方法は、官報に記載する方法とする。

第 1 0 章 賛助会員

(賛助会員)

第 4 7 条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、この法人の目的に賛同する個人又は法人とする。

3 賛助会員に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 1 章 事務局その他

(事務局)

第 4 8 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、重要な使用人の選任及び解任は理事会の議決により行うものとする。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、

理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第15条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 旧財団法人琉球大学後援財団寄附行為に基づいて設置されていた評議員、評議員会及び理事会はこれを廃止する。
- 4 この法人の最初の代表理事は、松本行雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

島袋 周仁
尚 弘子
津留 健二
仲泊 弘次
比嘉 正幸
宮良 直人
北川 洋
東 良和
淵辺 美紀
豊平 良孝
富田 詢一
小那覇安優
佐藤 学

附 則

この定款は、平成26年10月31日から施行し、平成26年6月17日から適用する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。